

岩手県告示第482号

令和5年8月30日付け官報第1051号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和5年農林水産省告示第1043号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和5年10月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 遠野市宮守町達曾部37地割110の14
 - (2) 所在が不明である通知の相手方 高田弘之
- 2 通知の内容を掲示した場所 遠野市役所